

第2章

「新時代」と市場化改革の行方

大西 康雄

はじめに

習近平政権は第19回中国共産党全国代表大会（2017年10月開催。以下、19回党大会）で権力基盤を確立し、2期目のスタートを切った。筆者は、習政権は、胡錦濤政権時代（2002～2012年）に停滞の様相を深めていた改革を、対外開放の分野からリードして再始動することを試みたとみなしてきた。そして、それは「中国の特色ある社会主義」の特徴でもあったが、19回党大会ではこれに「習近平の新時代の」（以下、「新時代」という言葉が冠せられた。本章では、本研究会の中間報告の考察（大西2017）をふまえつつ、「新時代」の市場化改革に焦点を当てて分析を試みる。

対外開放による改革推進という手法を象徴するのは、2013年秋に打ち出した自由貿易試験区と、「一帯一路」構想という2つの対外開放施策である。詳細については、以下の各節において検証していくが、総括的に述べれば、前者では、対外開放が遅れていたサービス分野を中心に外資への規制を緩和しその導入を加速すること、国際的なFTA（自由貿易協定）の新潮流に対応すること、が意図されている。後者では、沿海地域と中部・内陸地域の経済格差縮小とあわせて、本格化しつつある中国企業の対外開放に方向性を与え、中国が主導する経済圏の形成につなげることが意図されている。両者が相まって対外開放の新しいステージを切り開くことが期待されているといえる。

習政権は、開放の動きが改革を促進する効果を有していることを意識し

つつ、政策を展開してきた。たとえば、前者においては、外資の活動範囲を拡大することを通じて、金融を含むサービス分野の国有企業の改革を促進することができる。また後者においては、内陸地域と隣接する中央アジア諸国等の物流インフラを改善するなかで、内陸地域に産業集積を形成してその自律的發展を刺激するとともに、国有企業に海外投資の経験を積ませてその国際化を促進することができる。いずれも、胡政権下で改革開放の重要課題として取り上げられながらも進展がなかった分野である。

本章では、上記したような開放と改革の相互促進関係を意識しながら、まず、第1節において、習政権が描いた改革開放の設計図である「中共中央の改革の全面的深化に関する若干の重大問題の決定」⁽¹⁾（中共中央文献研究室 2014, 511-546）（中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議で採択。以下、「18・3決定」）のポイントを整理する。同決定は習政権期における市場化改革のスタートラインを示すものである。これを受けて第2節においては、政権発足後5年間における現実の経済運営とその中で習政権が試みた改革の動きを分析する。第3節においては、習政権にとって初の自前の5カ年計画である第13次5カ年規画について「中共中央の国民経済・社会发展第13次5カ年規画要綱」⁽²⁾（国家发展改革委员会 2016）に依拠して、2020年までの経済運営の重点について示すとともに、運営のなかで表面化した論争を紹介する。ついで、第4節では、習政権が経済の現状を総括する概念として提起した「新常态」について、発展途上国がある程度の経済成長を達成し「中所得国」となった後に共通して直面する「中所得国の罨」との対比で整理する。最後に第5節では、19回党大会の習演説や中央経済工作会議の決定、第13期全国人民代表大会（以下、13期全人代）での議論に示された今後の経済運営のスタンスを論じる。以上の行論をとおして、習政権第1期の経済と改革開放について総括的に評価するとともに、第2期政権を展望する材料を得たいと考える。

(1) 原題は「中共中央关于全面深化改革若干重要问题的决定」。

(2) 原題は「中共中央关于制定国民经济和社会发展第十三个规划纲要」。

第1節 18期3中全会決定のポイント

1. 改革開放と「18・3決定」

中国経済は、短期、中期、長期の性質の異なる問題群に同時に直面している。すなわち短期的（5年間程度）には、4兆元投資が残した「過剰投資」「過剰債務」と金融秩序混乱を解決し、中期的（10年間程度）には、さまざまな構造的問題を改善しつつ経済全体の効率を向上させるとともに、長期的（20年後以降）には、人口構成が大変化（人口ボーナスが終了）していくなかで、経済成長を持続していかなければならない。

このうち、短期的問題は、デフォルトに陥らないよう債務を管理しつつ、企業や中央・地方政府の投資マインドを変えていくという対症療法が中心となる。また、長期的問題は、建国以来積み重ねられてきた人口動態が決定するもので、政策だけでは容易に動かしがたい性質のものである。当面の経済政策の舵取りを任された習政権の腕の見せ所は、中期的問題への対処である。そしてこの問題群への対処こそが、今後の改革開放の帰結を決めることになる。本節では、「18・3決定」の主要な項目について、それが経済の中期的問題にどう対応できるのかという観点から分析してみたい。

改革全体の流れをみると、「社会主義市場経済」を標榜しつつ市場経済化が進められてきたが、「18・3決定」の最大のポイントは、資源配分における市場の役割を従来の「基礎的作用」から「決定的役割」へと格上げし、政府の役割は、「マクロ経済の安定を維持し、公共サービスの強化と最適化を図り、公平な競争を保障」することだと定義した点にある。経済制度として「公有制を主体」とするという大原則は残ったが、「混合所有経済を積極的に発展させる」と明記され、「国有資本の投資プロジェクトで、非国有資本の参加を認める」として民営企業や外資企業の規制分野への進出が許可されることになった。以下に「18・3決定」の全体構成を掲げる（表2-1）。大項目が16、小項目が60あり、経済、政治だけでなく、文化や社会管理、エコ文明建設、国防・軍隊改革、党の指導の改善などそ

のカバーする範囲は広範にわたっている。

表 2-1 18 期 3 中全会決定の概要

区分	大項目：改革分野	小項目：改革内容
総論	1. 改革全面深化の重大意義と指導思想	(1)改革開放の意義 (2)改革開放の全般的目標 (3)政府と市場の関係 (4)改革開放実践の方針
	2. 基本的経済制度の堅持、充実	(5)財産権保護制度の完備 (6)混合所有制経済の積極的發展 (7)国有企業における近代的企業制度の整備 (8)非公有制経済の發展支持
経済体制	3. 近代的市場システム整備の加速	(9)公平性、開放性、透明性のある市場ルール構築 (10)市場が価格を決定する仕組みの整備 (11)都市・農村統一の建設用地市場設立 (12)金融市場システム整備 (13)科学技術体制の改革深化
	4. 政府の機能転換加速	(14)マクロコントロール・システムの整備 (15)政府機能の全面的、正確な執行 (16)政府組織機構の最適化
	5. 財政・税制体制改革の深化	(17)予算管理制度の改善 (18)租税制度の整備 (19)職権と支出責任が対応した制度の構築
	6. 都市・農村の一体化した發展メカニズムの整備	(20)新タイプの農業經營システムの構築 (21)農民により多くの財産権付与 (22)都市・農村の生産要素の平等な交換、公共資源の均衡のとれた配分 (23)健全な都市化のメカニズムの整備
	7. 開放型経済の新体制構築	(24)外国投資の参入障壁緩和（上海自由貿易試験区設立含む） (25)自由貿易圈建設の加速 (26)内陸国境沿いの対外開放拡大
政治体制	8. 社会主義民主政治の制度づくり強化	(27)人民代表大会制度の時代に応じた前進 (28)協議民主主義の広範囲で重層的な制度化 (29)末端における民主主義の發展

政治体制	9. 法治中国の建設促進	③0憲法と法律の權威の保護 ③1行政・法執行体制の改革深化 ③2裁判權, 検査權の法に基づき独立した公正な執行 ③3司法權運用メカニズムの整備 ③4人權の司法による保障制度の充実
	10. 権力行使の制約・監督システムの強化	③5科学的・効果的な権力の制約・調整メカニズムの構築 ③6腐敗防止のための体制・メカニズムの刷新と制度的保障の強化 ③7活動態度・スタイル改善を常態化する制度の整備
文化体制	11. 文化体制・メカニズムの刷新の推進	③8文化管理体制の充実 ③9近代的文化市場システムの整備 ④0近代の公共文化サービスシステムの構築 ④1文化分野の対外開放レベル向上
社会	12. 社会事業の改革・革新の推進	④2教育分野の総合改革深化 ④3就業・起業を促進する体制とメカニズムの整備 ④4合理的で秩序ある所得分配構造の構築 ④5より公平で持続可能な社会保障制度の構築 ④6医薬品・医療衛生体制の改革深化
	13. 社会ガバナンス体制の刷新	④7社会ガバナンスの方法改善 ④8社会組織の活力を激発する ④9社会矛盾を効果的に予防, 解消するための体制の刷新 ⑤0公共安全システムの健全化
エコ文明	14. エコ文明制度建設の加速	⑤1天然資源の財産権制度と用途規制制度の健全化 ⑤2生態保護のレッドライン策定 ⑤3資源の有償使用と生態補償制度の実施 ⑤4生態環境の保護管理体制の改革
軍事・国防	15. 国防・軍隊改革の深化	⑤5軍隊の体制編成の調整・改革の深化 ⑤6軍隊の政策制度の調整・改革の推進 ⑤7軍民融合の深まりの推進
党の指導	16. 党の改革の全面深化に対する指導強化と改善	⑤8全党員は改革全面深化に向け思想と行動を統一, 改革全面深化指導グループ設立 ⑤9改革全面深化には組織的保証と人材の支えが必要 ⑥0人民大衆の積極性, 主動性, 創造性を發揮させて一致して改革を推進

(出所) 「中共中央の改革の全面的深化に関する若干の重大問題の決定」(中共中央文献研究室 2014, 511-546) より筆者作成。

ここから、冒頭に述べた中期的課題にかかわる項目を抜き出すと下記6項目に整理することができる。なお、以下における項目の整理、配列順は、筆者の判断によるもので、表2-1とは異なっている。

- (1)政府機能の転換
- (2)国有セクター改革
- (3)金融改革
- (4)財政・税制改革
- (5)都市・農村の一体的発展
- (6)対外開放の新構想

このうち(1)~(3)は、直接に市場経済化にかかわる。すなわち、政府・国有セクターの役割を縮小し、「市場が資源配分のなかで決定的役割を果たす」(「18・3決定」の表現)よう導くための措置がここに盛り込まれている。

(4)は、1994年の「分税制」改革以降進展のなかった中央と地方の財政配分を近代化し、地方の財政的基盤を強化しようとするものであり、(5)とも関連する。(5)は、「都市・農村の一体化した発展」という新しいタイプの都市化を模索する。都市・農村格差を是正し、成長の動力としようとするねらいももつ。(6)では、対外開放分野で新しい突破を実現し、そのことで改革全般を促進しようとする意図が示されている。

以下では、経済運営における市場の役割強化を図る改革として(1)~(3)を、改革開放の全プロセスを通じて相互利益が衝突するなど緊張をはらんできた中央・地方政府関係、都市・農村関係の改革として(4)、(5)の現状を整理し、項を改めて(6)の対外開放政策の新展開を論じることとする。

2. 市場に決定的役割を果たさせる

(1) 政府機能の転換

①中央政府の行政許認可権の廃止が進められている。2013年12月に68項目を廃止、2014年には、246の行政審査・認可事項を撤廃または下部へ委譲、29の比較評定・基準達成表彰事項と149の職業資格免許日程事項を撤廃、投資プロジェクトの審査・認可目録を再度改定し、審査・許

可範囲を大幅に縮小⁽³⁾。2015年には、311項目の行政審査・認可事項を取消・下方委譲し、123の職業資格許可・認定事項を取消。工商登記の事前審査・認可を85%簡素化⁽⁴⁾。2016年には、國務院各部門の行政審査・認可事項および國務院の指定で地方が実施していた行政審査・認可事項を新たに165項目撤廃したほか、192の審査・認可仲介サービス事項と220の職業資格許認可事項を整理・規範化した⁽⁵⁾。

②国有資産管理体制の改革は、2003年に国有資産監督管理委員会（以下、国資委）が設立されて、国有資産の「所有と管理の分離」が推進されてきたが、実際には中国共産党組織部（以下、中央組織部）が国有企業に対して広範な人事権を振るう（政府による企業の直接統制）という逆行現象が起きていた。たとえば、中央政府直轄の196の企業集団のうち、53のより重要な企業以外の人事権は国資委に下ろされたはずだが、いくつかの地方では、この人事権を再び中央組織部に戻す動きがあった⁽⁶⁾。同報道が指摘しているように、「所有と管理の分離」が表面的なものにとどまり、人事権を通じた直接的コントロールが存在していることは問題である。「18・3決定」は人事権の問題には触れていないが、「条件のある国有企業を国有資本の投資会社に改組することを支持する」として、国有企業への中央（政府・組織部）の直接的関与を弱体化する方向を示している。また、国有資本の投資運用分野を「国の安全保障や国民経済の命脈にかかわる重要な業種とカギとなる分野」に集中、限定するよう改めて求めている。

③地方政府が経済成長率を競い合う原因となってきた「幹部考課でのGDPランキング使用」偏重が是正されようとしている。たとえば、「地方の党指導グループと指導幹部の行政上の成績考課活動の改善に関する通知」（2013年12月）においては、「（地方幹部への）各種の考課は、活動の全面をみることに、経済・政治・文化・エコロジー文明建設・党建設の実際

(3) 2014年の数字は第12期全国人民代表大会第3回会議での「政府活動報告」による。

(4) 2015年の数字は第12期全国人民代表大会第4回会議での「政府活動報告」による。

(5) 2016年の数字は第12期全国人民代表大会第5回会議での「政府活動報告」による。

(6) 2014年6月23日付け新華社記事「国企改革遠未完成疑走回頭路——官有化権貴化 致腐敗高発——」（http://news.xinhuanet.com/fortune/2014-06/23/c_126655843.htm）による。

の成果をみる必要があるであり、域内総生産（GRP）とその成長率だけを行政上の考課・評定のおもな指標としてはならない」とし、別のセンテンスでは「GRP 成長率をもって簡単に英雄を論じることはできない。経済成長速度と幹部の評価を簡単に結びつけてはならない」と念を押している⁽⁷⁾。以上でみたように、権限そのものと権限を行使する官僚のマインドの両面から政府機能の転換を図ろうとしているといえよう。

（2）国有セクター改革

「18・3 決定」には国有セクターを主題とした独立の大項目はないが、国有企業が独占、寡占している分野を民間、外資に開放する必要性については繰り返し言及している。この分野の改革は胡政権期をとおして停滞ないし後退していたが、「18・3 決定」は改めて改革推進を求めているといえよう。「18・3 決定」以降の動きは次のとおりである。

第1は、従来、民間や外資の参入が規制されていた分野の開放である。2014年5月に、80分野（交通インフラ、通信インフラ、クリーンエネルギー、石油ガスパイプライン、石炭化学など）で民間資本の参入が認められることになった。これは、「18・3 決定」が「網運分離」すなわち電力網、鉄道網、通信網、石油ガスパイプライン網などのインフラ整備部門とその運営部門の分離を求めていたことに対応している。

第2は、国有企業の経営改革である。「18・3 決定」で「混合所有制」への改革が予告されていたが、2014年7月には、国家開發投資公司、中糧集团有限公司、中国医薬集团総公司、中国建築材料集团公司、新興際華集团有限公司、中国節能環保集团公司で、(1)国有資本投資会社への改組、(2)混合所有制経済の発展、(3)黨事会（取締役会に相当）による高級管理人員の選任、業績考課、報酬管理、(4)規律検査チームの国有企業への常駐、の4項目を内容とする改革実験を行うとされた⁽⁸⁾。

(7) 2013年12月10日付け人民網記事「關於改進地方黨政領導班子和領導幹部政績考核工作的通知」(<http://leaders.people.com.cn/n/2013/1210/c58278-23796965-2.html>)による。

(8) 2014年7月10日付け新華社記事「央企混合制改革名單下周或公布 中糧等為重點對象」(http://news.xinhuanet.com/fortune/2014-07/10/c_126733794.htm)による。

第3は、価格改革である。「18・3決定」では、水、石油、天然ガス、電力、交通など政府が直接に価格を決定していた領域を市場競争に委ねることが謳われていたが、その先陣を切って2014年3月に鉄道部改革で鉄道貨物運賃の、2014年5月に通信料金の自由化がそれぞれ決定された。

第4は、国有企業の収益の公共財政への納付率を上げることである。「18・3決定」では「一部の国有資本を振り替えて社会保障基金」とすること、「2020年までに納付率を30%」とすることが記されていたが、中央国有企業については、前倒しで2014年度中に納付率が25%に引き上げられた。

(3) 金融改革

金融分野は事実上、国有四大銀行（中国農業銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国工商銀行）の寡占状態（上記4行が金融資産の8割を占有）にあり、金利（預金金利、貸付金利）も政府が規制している。こうしたがんじがらめの体制では市場経済に適応できず、資金調達、運用の両分野で自由を求める動きが強まっていた。硬直的金融体制がこうした資金の動きに応じられなかったことがシャドーバンキング隆盛の背景にある。

「18・3決定」が求める「金利の市場化」については、2013年7月にまず貸付利率が自由化（下限が撤廃）され、預金利率についても自由化が進められている。また、後者については、一般国民の資産保護の観点から、まずは、預金者保護のための預金保険制度が創設され、2015年5月1日から導入された。同保険では、外貨預金も含む預金額50万円までが保護される。これにより当時の全預金者の99.6%がカバーされると説明されている。

3. 中央・地方関係、都市・農村関係の改革

(4) 財政・税制改革

この分野で「18・3決定」が求めている改革は次のとおりである。第1に、中央から地方への財政移転支出のうち、条件をつけない「一般移転支

出」(日本の地方交付税に相当)を增強し、「特別移転支出」(ひも付きの交付金)を削減すること。第2に、中央と地方の職権を明確化し、財政収入と見合ったものにするのである。たとえば、国防、外交、国家安全保障、全国統一市場にかかわる事項は中央が責任を負い、一部社会保障や複数地域にまたがる大型プロジェクトなどは中央と地方の共同責任、地域の公共サービスは地方が責任を負う、といった具合である。第3に、租税制度全体の改革である。付加価値税(中国語は増値税)、営業税、消費税、不動産税、資源税などの内容を見直し、中央と地方の取り分を調整して、上記したような問題が発生しないようにすることを求めている。ただし、「18・3決定」には改革の具体的措置までは書き込まれていない。

世界の耳目を集めたのは、地方が抱える巨額の不良債務とその処理方法である。2016年6月に財政部が定めたスキームは、①地方政府債務について、中央財政が支援しつつ短期債務を長期債務に借り換える、②さらにこれでも不足する分については新規の地方債を発行して手当てする、というものである。①の限度枠として2015年の1兆元に続いて2016年にも1兆元の枠を設定したこともあり、2016年の「借り換え+新規」の地方債発行額は3.4~4.2兆元と見積もられた。GDP比6~7.4%というボリュームであり、前年末の中央と地方の債務合計が30兆元(GDP比53.2%)であったことを考慮すると、債務の増加ペースが速い点に注意しておく必要がある。

(5) 都市・農村の一体的発展

「18・3決定」は「都市・農村の二元構造は都市・農村の一体化した発展を制約する主要な障害である」との基本的認識を示す。そして、「新しい工業・農業、都市・農村関係」の形成をめざすべきだとして、改革項目を列挙しているが、そこにはこれまでは等閑視されてきた内容が含まれている。

「18・3決定」の農村部の改革項目としては、第1に、「新しいタイプの農業経営体系」の構築が挙げられている。ここでイメージされているのは、「家族経営、集団経営、組合経営、企業経営などがともに発展する農業経

営パターン」である。家族経営を基本とする農業に新しい技術、ノウハウを導入して生産性を上げようとの発想だが、その大前提として農民財産権の確立・強化が必要であり、これが第2の項目とされている。改革開放によっていったん戸別経営となった農家は、その後、生産性を向上させるためにさまざまな農民集団経済組織を模索してきたが、その発展を法的に保障するために、土地など「集団資産持分の占有、収益、有償脱退権や抵当、担保、相続権を付与する」としている部分は重要である。第3に挙げられているのは、都市住民と農村住民の権利のバランスをとる措置である。ひとことで表現すると「都市・農村の生産要素の平等な交換と公共資源の均衡のとれた配分」を実現するということになる。そこでは、農村からの出稼ぎ労働者（民工）と都市部労働者の同一労働・同一賃金を保障することや、農民の預金が農業・農村部で使われること、都市・農村のインフラ建設、コミュニティー建設を統一的に考えること等々、多様な配慮・措置が必要だと指摘されている。第4には、今後本格化する都市化のための体制・仕組みの整備である。まずハード面で「都市建設管理の刷新」が挙げられる。前提として別項目で挙げられている「都市・農村統一の建設用地市場」をつくり、都市建設の資金調達ルートの拡充（民間資本の都市インフラ投資承認を含む）をめざす。つぎにソフト面では、戸籍制度改革の必要性が指摘される。大都市については人口流入の管理を続けるが、中小都市については徐々に流入制限を撤廃するとともに、流入した人口への公共サービスの提供を保障することが強調されている。

「18・3決定」は、以上でみたように、単なる都市インフラ建設の拡充にとどまらないさまざまな制度改革を実施し、「新しいタイプの都市化」を進めようとしてよびかけている点が新しい。これらの政策理念を総合したものが2014年3月に公表された「国家新型都市化計画（2014-2020年）」⁹⁾（中共中央文献研究室2014, 879-892）である。全31章からなり、表2-2に示すように、その内容は都市化にかかわる問題を広く包括している。

(9) 原題は「国家新型城镇化規画（2014-2020年）」（http://www.gov.cn/zhengce/2014-03/16/content_2640075.htm）。

表 2-2 国家新型都市化計画（2014-2020 年）の主要目標

指 標	2012 年実績	2020 年目標
都市化水準		
常住人口都市化率（％）	52.6	60 前後
戸籍人口都市化率（％）	35.3	45 前後
基本的公共サービス		
農民工子女の義務教育比率（％）		≥ 99
都市部失業者、農民工、都市で成長した労働者が無料基本職業技能訓練を受けられる割合（％）		≥ 95
都市常住人口*の基本年金保険カバー率（％）	66.9	≥ 90
都市常住人口の基本医療保険カバー率（％）	95	98
都市常住人口の低所得者向け住宅カバー率（％）	12.5	≥ 23
インフラ建設		
100 万人以上都市で公共交通機関利用が全交通機関利用に占める割合（％）	45 **	60
都市部公共水道普及率（％）	81.7	90
都市部汚水処理率（％）	87.3	95
都市部ゴミ無害化処理率（％）	84.8	95
都市家庭のブロードバンド化（Mbps）	4	≥ 50
都市部コミュニティ総合サービス施設カバー率（％）	72.5	100
資源環境		
住民 1 人当たり建設用地（平方メートル）		≤ 100
都市部再生可能エネルギー比率（％）	8.7	13
都市部の新建築面積中のエコ建築比率（％）	2	50
都市建設区域の緑地率（％）	35.7	38.9
地区級以上都市の国家大気標準合格比率（％）	40.9	60

（出所） 中共中央文献研究室（2014，891-892）より筆者作成。

（注） *は 16 歳以上，学生除く。 **は 2011 年。

4. 対外開放を新しい段階に引き上げる

(6) 対外開放の新構想

「18・3決定」は、「7. 開放型経済の新体制構築」(表2-1)という大項目のもとに①外国投資の参入障壁緩和、②自由貿易圏建設の加速、③内陸国境沿いの対外開放拡大という小項目を設け、対外開放の新しい構想を示している。

①外国投資の参入障壁緩和

「18・3決定」では、外資へのサービス分野開放、中国(上海)自由貿易試験区(以下、自由貿易試験区)の設立、企業・個人の対外開放拡大が謳われている。開放すべきサービス分野としては、金融、教育、文化、医療などが挙げられ、さらに具体的に、保育・養老、建築・設計、会計・監査、商業・流通、電子商取引などへの外資参入制限を撤廃するとしている。これらの分野は、WTO加盟後もなかなか開放されず、外国からの開放要請が強かっただけにその意義は大きい。

実際の参入制限撤廃は、2013年9月以降、上海を嚆矢として順次開設された自由貿易試験区で先行的に試行されている段階であるが、当初上海、天津、福建、広東の4カ所だった自由貿易試験区はさらに2015年には新規7都市(武漢、成都、重慶、西安、大連、鄭州、舟山)が認可されており、全国の実施についてもそう先のことではないだろう。

なお、政府権限の縮小が対外開放においてよりドラスティックである点も注目される。外資政策において「参入許可前の内国民待遇」(投資認可前でも内国民待遇を与える)に加えて、「ネガティブリスト」(原則として規制しないことを前提に、例外的に禁止する項目を列挙した表)という管理方式を模索するとされた。何事につけ「まず政府の許可」が必要とされる中国において、逆に「政府が関与する分野を限定して示した」方式であり、政府の権限を縮小する効果は大きいと考えられる。

②自由貿易圏建設の加速

中国は従来から FTA（自由貿易協定）締結に熱心に取り組んできたが、「18・3 決定」では、「環境保護、投資保護、政府調達、電子商取引など新しい議題の交渉を速め、全世界を対象にした高い基準の貿易圏ネットワークを形成する」と、その内容のグレードアップを強調している。こうした認識は、ASEAN などとの個別の FTA 網によって貿易・投資の拡大という果実を得てきた中国が、頓挫したとはいえ TPP（環太平洋経済連携協定）に代表されるような FTA の新潮流を意識し、対外開放のグレードアップを見据えたものといえる。上記の自由貿易試験区は、この「新しい議題」のもたらず影響を実験する役割を期待されている。

同様の文脈で、「18・3 決定」中、上記した項目②の最後で「香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区に対する開放・協力を拡大する」と簡潔に触れられている点も注目される。これら地区との FTA 協定は、サービス分野の開放、投資保護、知的財産権の保護、金融協力など高度な内容を含んでおり、いわば先行的に実現された高度な FTA として、また先進国との FTA のプロトタイプとして上記した「高い水準の貿易圏ネットワーク」の露払い役を担っている。

③内陸国境沿いの対外開放から「一带一路」構想へ

従来の内陸地域振興策を代表する西部大開発では、中央政府や沿海地域からの政策的支援、金融支援などがその柱とされていたが、「18・3 決定」ではこれに対外開放をリンクさせる意識が強まり、上記自由貿易試験区と同じ 2013 年 9 月以降、習国家主席や李首相が外遊の際に打ち出した「一带一路」構想（中国語で倡議。意味はイニシアチブ）と結びついたとみることができる。「18・3 決定」では、内陸地域の対外開放を、資源などの調達先である中央アジアとの「シルクロード経済帯」や有力市場である東南アジアとの「海のシルクロード」などのより高次元の構想とリンクさせようとしているが、その同じセンテンスのなかで「開発のための金融機関」設立に言及している。これがアジアインフラ投資銀行（AIIB）設立につながった。同銀行は、「一带一路」構想に対して、インフラ建設面での資金

を提供する国際金融機関である。

設立後2年の経緯をみると、AIIBの融資案件は24件、42億ドルとまだ少ないが、アジア開発銀行（ADB）や世界銀行などの既存国際金融機関と協調しながら慎重に融資先を探していくとみられる¹⁰⁾。中国企業の海外直接投資の9.5%（1294.1億ドル）はすでに構想が対象とする諸国に投資されており（中華人民共和国商務部・国家統計局・国家外匯管理局2017, 22）¹¹⁾、毎年の増加率も2桁であるなど、貿易・投資関係は緊密化する過程にある。2016年10月には「中国-欧州直通貨物列車の2020年までの中期発展計画」¹²⁾が公表された。後者には欧州直通列車だけでなく、内陸アジア諸都市（ウランバートル、アルマティ等）、中東諸都市（テヘラン、イスタンブール等）を終点とする路線が含まれており、また、沿線での工業団地建設など計画的に産業集積を創出する発想が示されている。こうした措置は、長期的には経済圏形成につながるものとして注目されよう。

第2節 経済運営5年の成果と課題

1. 「市場との対話」による経済運営の模索

「18・3決定」後のマクロ経済運営がまず直面した課題は、2008年のリーマンショックに端を発する世界金融危機対応でとられた緊急措置の後遺症を解消することであった。とりわけ2009～2011年を中心に実行された「4兆元投資」は、企業レベル、政府（とくに地方政府）レベル双方に過剰投資と過剰債務をもたらした。発足当時の習政権の現状認識は厳しいものであり、2013年には①金融面ではデレバレッジ（債務超過解消）を進め、②財政面では景気刺激を行わない、③サプライサイドを中心に構造改

(10) 「AIIB1年融資低調」（『読売新聞』2017年1月17日付）。

(11) 2016年末累計ベース。

(12) 原題は「中欧班列建設発展計画（2016-2020年）」（<https://www.yidaiyilu.gov.cn/wcm.files/upload/CMSydyigw/201701/201701100443041.pdf>）。

革を進めるというポリシーミックスが実施された。これは、それ以前の方針を大きく変えるものであり、海外のアナリストがそれに李首相の名前を冠して「リコノミクス」(李エコノミクス)と呼んだことは記憶に新しい。

もちろん中国自身はその政策方針をこう称したことはなく、その後の経済運営で示されたガイドラインを筆者なりに整理すると、①安定成長の維持(7%台の成長、消費者物価上昇率3.5%以下、雇用の維持を守る経済運営)、②構造調整の推進(消費主導型成長への転換、都市と農村の協調的発展等)、③改革の促進(政府機能の転換、混合所有制経済の発展等)を同時に満たすというものだったと思われる¹³⁾。マクロ経済運営の枠組みは、経済発展の潜在力に基づいて経済成長の合理的区間を定めたいうえで、経済がその区間を維持するように政策を展開する、というものである。それは、投資や金融などのマクロ指標をコントロールしたうえで、当局が好ましくないと判断した経済動向に対しては行政介入を行うというポリシーミックスによって安定成長を維持しようとする試みであり、こうした経済運営の基本路線は2014年も維持された。

しかし、2014~2015年にかけて経済成長の下振れ傾向が強まり、景気へのテコ入れが図られるようになると経済は不安定化した。「4兆元投資」の反省から大規模な財政出動こそなかったが、それを補うものとして2014年秋以降2015年にかけて断続的に金融緩和策が実施された結果、余剰資金が不動産市場に向かって不動産価格が20~30%急騰(2013年初比)するなどバブル現象が発生したのである。不動産市況が過熱したとみた当局が不動産への資金供給を削減した結果、2015年には同市況は下落し始めたが、市場に出回る資金量そのものが減少したわけではなかった。こうした状況下で2015年夏に発生したのが、株式の暴騰・暴落(主として上海証券取引所)であり、人民元為替レートの急落であった。

(13) 2013年9月の夏季ダボス会議(於:大連)における李首相の発言においても、こうした見解が述べられている。

2. 株式の暴騰・暴落と為替レートの急落

実際には、このふたつの現象の背景には、当局の市場への介入とその失敗が存在する。2015年の不動産市況と株式市況の動きをみると、両者の関連が読み取れる。上記したように不動産市場への資金供給が制限されて不動産価格は下落したが、その動きに反して今度は株式市況の暴騰が始まる。住宅販売価格指数と上海株式総合指数の推移をみると、前者が下落して底を打ち、後者が本格的に上昇を始める転換点は2015年の春頃である。前者の政策意図については上記したとおりであるが、後者の意図は複合的であるため説明しておく必要がある。

2015年夏の株式暴騰は、当局が意図して誘導したものであると考えられる。すなわち、2015年になってはつきりしてきた景気の下振れに対抗する意図のもと、①資金供給を緩和（既述）、②株式取引関係の規制緩和⁽¹⁴⁾の実施、さらには③メディアを使った株価高騰ムードの演出まで行った。2014年末から上昇し始めて3000を突破していた株価指数は、2015年に入ると上げ足を強め、4月には4000となった。まさにそのとき、『人民日報』に「4000はブル市場⁽¹⁵⁾の始まりにすぎない」と題した記事が登場し、6月12日に株価指数は5178の最高値をつけた。問題は、そこから後の当局の対応ぶりである。

株価が上昇しすぎたとの判断が下された後、①信用取引規制が再び強化され、また、中国独特の株取引習慣である②「場外取引」が規制された。②では、警察が動員され、場外取引の行為を取り締まった。もともと株価が上昇しすぎたとの判断は衆目の一致するところであったため、こうした当局の動きが「引締め開始」のサインと解釈され、株価はたちまち反落する。ピーク（6月12日）の5178から2カ月あまりで3080（9月7日）まで暴落したのである。今度は暴落に慌てた当局は、きわめて荒っぽい株価安定

(14) おもな措置としては、①香港証券取引所と上海証券取引所の相互取引許可、②株価口座数制限の撤廃、③株の信用取引に対する規制の緩和、などが挙げられる。

(15) 上昇市況のこと。

策を打ち出す。まずは下落を強制ストップするために①国有企業の株取引を2016年1月まで禁止、②大口投資家の株売りを禁止し、③株の空売りを取り締まった。また、株を買わせるために、④金融機関に株担保ローンの継続を指示したほか、⑤機関投資家に株の買取りを強制、さらには、⑥大手証券会社に（株買支えの）資金を供給したのである。こうしたやり方は、きわめて稚拙であるし、何より「市場との対話」という「18・3決定」の方針を自ら否定するものといえる。

株式市場と時を同じくして為替市場でも混乱が発生した。株価下落が続くなか、8月11日から人民元が切り下げられた。正確には、それまでの「取引当日の仲値」を「前日終値を参考にして決定」することから「前日終値に沿って決定」（傍点は筆者）することに為替制度が改革されたわけだが、結果11～13日で為替レートが3.0%下落したのである。この下落幅は2014年1月～2015年8月の2.7%をたった3日間で上回るものであったため、人民銀行は13日に「（為替レートの名目と実勢の）かい離の是正は終了した」として新制度の運営を事実上停止し、為替レートを固定した。

一連の人民銀行の動きは、国際通貨基金（IMF）の特別引出し権（SDR）構成通貨入りの前提条件として為替レートの弾力化をねらったものであり、SDR通貨の審査を11月に控えていたことを考えるとIMFの意向に沿ったものといえるが、株式市場の混乱が続く中、タイミングを見誤った感は否めない。ここでも「市場との対話」方針は齟齬をきたしたのである。

3. 経済運営をめぐる論点の整理——2015年の重要会議を軸に——

（1）国有企業改革に動き

2015年8月に「国有企業改革深化に関する指導意見」¹⁶⁾（中共中央文献研究室2016, 648-663）が公表され、「18・3決定」後2年近くを経てようやく改革の具体的方針が示された。ポイントとしては、①混合所有制改革を推

¹⁶⁾ 原題は「中共中央、國務院關於深化国有企業改革的指導意見」。

進する業種として、電力、石油・天然ガス、鉄道、航空、軍需が指定され、民間資本導入を進めること、②中央政府所轄企業を「商業類」、「安全保障関連」、「公益」に分類してそれぞれ異なった基準で業績を評価すること、③株主の多元化、取締役会の強化によって企業がバナンスの向上を図ること、④国有資産管理制度を改善して、国有企業の整理、退出、統合を進めやすくすること、⑤国有資産の流失を防止すること、⑥共産党の指導を強化することが列挙されている。

とくに新機軸があるわけではないが、以下でみる2つの重要会議においては、この指導意見をふまえて、国有企業改革の具体的措置が打ち出されていくことになった。

(2) 中国共産党第18期5中全会

2015年秋に2つの重要会議が開催された。ひとつは、中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議（2015年10月。以下、18期5中全会）である。会議の最大の目的は第13次5カ年規画（以下、13・5規画）の基本方針の議論であり、その結果は「中共中央の国民経済社会発展第13次5カ年規画制定に関する建議」⁽¹⁷⁾（中共中央文献研究室2016, 786-821）（以下、「建議」）である。その目標となる個別の指標については第3節で触れるので、ここでは「建議」で示された13・5規画の目標要件と基本理念について述べる。

「建議」が示した目標要件は、①経済の中高速成長を維持し、2020年の国民1人当たり所得を2010年の2倍とする、②国民の生活水準とその質を全体的に向上させる、③国民の素養と社会の文明レベルを顕著に向上させる、④生態環境の質を全体的に改善する、⑤各方面の制度のさらなる成熟化と安定化をはかる、の5つである。そして、これら目標を実現するための基本理念として、(i)イノベーション、(ii)協調、(iii)グリーン、(iv)開放、(v)ともに享受、の5つが掲げられている。

目標要件①からすると、13・5規画期間における経済成長率は年6~7

(17) 原題は「中共中央关于制定国民经济和社会發展第十三个五年規画的建議」（2015年10月29日中国共産党第18期中央委員会第5回会議通過）。

%となるはずである。その条件下で②～④が示すような経済、社会、国民生活の質的向上を図るという穏健な方針といえる。5つの理念のうち注目されるのは、(i)イノベーションの項目で企業家精神奨励を強調していることと、(ii)協調の項目で、都市化を推進するなかで、都市に流入した農村戸籍者に都市戸籍を与えるとしていることである。(i)は、経済成長の駆動力を生産要素の投入増大から、イノベーションによる生産要素の効率化(全要素生産性向上)に転換しようとするものである。また、(ii)は、農村住民が都市住民と同等の権利・義務をもち、そうした新都市住民が産み出す消費需要拡大によって、成長を支えようとの意図をもつ。いずれも、中国経済が「中進国の罠」にとられるのを回避することに主眼が置かれている。

(3) 2015年中央経済工作会議

もうひとつの重要会議である中央経済工作会議(2015年12月)では、「サプライサイド構造改革」が最大の政策目標とされ、その5大任務として①過剰生産能力解消、②企業のコスト引下げ、③住宅在庫の消化、④有効な供給の拡大、⑤金融リスクの防止が提起された。基本的に翌年度の経済運営方針を議論する場なので、中長期的目標を扱う5カ年計画とは性格を異にするが、注目すべきは次の3点であろう。

第1は、当局が経済の現状に対して抱いている危機感の強さである。5大任務の①では、雇用の維持を前提にしながら、「できるかぎり多く合併再編を行う」としており、②では、取引コスト、税負担、社会保険料、財務コスト、電力価格、物流コスト、など広範囲にわたるコスト引下げを明記している。また、⑤では、地方政府の債務リスクの管理強化や各種の資金調達における違法行為の取締まりが強調されており、個別リスクが金融システム全体のリスクや地域的リスクを引き起こすのを回避することが強調されている。ここには、2015年夏に発生した株式市場、外国為替市場の混乱への反省が込められているように思われる。

第2は、18期5中全会ではあまり取り上げられなかったサプライサイド構造改革の具体的配置について、同会報告を補足する形で5つの重点分野を列挙していることである。すなわち、①国有企業改革、②財政・税制

改革, ③金融体制改革, ④年金保険制度改革, ⑤医療・衛生体制改革である。このうち①では, 国有資本投資・運営会社を改組・設立すること, 現在国有企業が独占している分野を民間に開放することが, ②では, 中央・地方政府権限の区分明確化を前提に, 地方税体系の整備, 地方の発展能力強化が改革目標とされている。③では, 「資金調達機能が完備し, 基礎制度がしっかりし, 市場の監督管理が有効で, 投資家の合法権益が十分保護される株式市場の形成」が求められている。これは2015年夏の株式市場の混乱を想起すれば当然であろう。④, ⑤は, 改革の重点とはされていなかったが, 今回は, 民生重視の観点から盛り込まれたとみられる。

第3は, 対外開放分野における施策の重点が示されたことである。具体的には①対外開放地域の配置最適化, 対外貿易における輸出入の最適化の推進, 外資の積極的利用, 自由貿易試験区・投資協定の協議加速, ②外資利用の環境改善, といった対外開放政策の基本が再確認され, 新しい施策として③「シルクロード経済ベルト・21世紀海のシルクロード」建設, AIB・シルクロード基金等の機関による融資支援, 重大なモデル的プロジェクトの達成, が求められている。18期5中全会の議論よりも記述が具体的なものとなっている。

第3節 第13次5カ年規画要綱の公布と経済政策論争

1. 13・5規画要綱のポイント

前節でみたような議論をふまえ、2016年3月に開催された第12期全国人民代表大会第4回会議の政府活動報告において示された2016年単年度のマクロ経済運営の主要目標は下記のとおりである。

- (1) GDP成長率：6.5～7%（2015年目標7%前後、実績6.9%）
- (2) 消費者物価上昇率：3%前後（2015年目標3%前後、実績1.4%）
- (3) 都市新規雇用増：1000万人以上（2015年目標1000万人以上、実績1312万人）
- (4) 都市登録失業率：4.5%以内（2015年目標4.5%以内、実績4.05%）
- (5) 輸出入：安定化・好転（2015年目標6%前後、実績-8.0%）、国際収支の基本的均衡
- (6) 個人所得の伸び：経済成長と同歩調（2015年実績は、国民平均で実質7.4%増）
- (7) GDP単位当たりエネルギー消費：3.4%以上引下げ（2015年目標3.1%以上引下げ、実績-5.6%）、主要汚染物質排出量を引き続き減少

GDP成長率の目標が引下げられる一方、雇用を維持し、個人所得の伸びを成長率と同水準に保つこと、エネルギー消費や環境汚染の低減などが盛り込まれている。

表2-3に、同会議で採択された13・5規画要綱（2016～2020年）の主要目標を示す。

表 2-3 第13次5カ年規画要綱の主要目標

項 目	12・5実績	13・5目標	属 性
経済発展			
GDP成長年率(%)	7.8	6.5	予期性
1人当たり生産額(万円)	8.7	> 12	〃
常住人口都市化率(%)	56.1	60	〃
戸籍人口都市化率(%)	39.9	45	〃
サービス業GDP/GDP(%)	50.5	56	〃
イノベーション駆動			
R&D支出/GDP(%)	2.1	2.5	予期性
1万人当たり発明特許保有数(件)	6.3	12	〃
科学技術進歩の成長寄与率(%)	55.3	60	〃
インターネット普及率 (人口比, 固定BB%)	40	70	〃
インターネット普及率 (人口比, モバイル%)	57	85	〃
民生・福祉			
1人当たり可処分所得伸び率(%)		> 6.5	予期性
都市部新規就労者 (万人, 5年間累計)		> 5000	〃
農村貧困人口(万人)	5575	0	拘束性
都市基本年金加入率(%)	82	90	予期性
都市バラック住宅改造 (万戸, 5年間累計)		2000	拘束性
資源・環境			
耕地面積(億ムー)	18.65	18.65	拘束性
GDP単位当たりエネルギー消費削減率 (%, 5年間累計)	18.2	15	〃
GDP単位当たりCO ₂ 排出削減率 (%, 5年間累計)	20	18	〃
重点地域PM2.5濃度減少率 (%, 5年間累計)		18	〃
地表水の質Ⅲ類以上の比率(%)	66	> 70	〃

(出所) 国家発展改革委員会(2016)より筆者作成。

2. サプライサイド構造改革をめぐる論争の顕在化

第12期全人代第4回会議（以下、12・4全人代）での議論において注目されたのは、同じく「サプライサイド構造改革」を掲げながらも、その重点が2015年中央経済工作会議と政府活動報告では食い違っていたことである。繰り返しになるが、中央経済工作会議で示されたサプライサイド構造改革の5大任務は、①過剰生産能力解消、②企業のコスト引下げ、③住宅在庫の消化、④有効な供給の拡大、⑤金融リスクの防止であった。これら項目の多くが2009～2010年の「4兆元」投資の後遺症処理策であったのに対し、12・4全人代では処理策にとどまらない6項目の施策が打ち出された。すなわち、①行政の簡素化・権限の下方委譲、②社会全体での起業・イノベーション推進、③過剰生産能力解消と企業のコスト削減、④財・サービスの供給改善、⑤国有企業改革の推進、⑥民間活力の導入である。③、④は中央経済工作会議の5大任務と重複しているが、①、②、⑤、⑥など、今後の経済の潜在成長力を高めていくための施策が中心となっている。

表面だけをみると、両者は相互補完関係にあるので違和感はないが、全人代のような場で、このように一見して異なった形で政策の報告がなされるのは異例である。現に、同じ12・4全人代での国家発展改革委員会の「経済報告」（「2015年度国民経済・社会発展計画の実施状況と2016年度国民経済・社会発展計画案についての報告」）の内容は、中央経済工作会議（2015年12月）と一致するものであっただけに、この食違いは目立っていた。食違いの背景には、経済運営をめぐる論争が存在したようである。まず、中央経済工作会議以降の経済運営をめぐる重要会議の開催日程と『人民日報』紙の「権威人士」インタビュー記事掲載日程を下に示す。

2015年5月25日	「権威人士」インタビュー掲載（1回目）
12月18～21日	中央経済工作会議。「5つの任務」
2016年1月4日	「権威人士」インタビュー掲載（2回目）
3月5～16日	第12期全人代第4回会議。「政府活動報告」

	「経済報告」
4月29日	中国共産党中央政治局会議
5月9日	権限委譲・管理強化・サービス最適化改革の全国テレビ電話会議
	「権威人士」インタビュー掲載（3回目）
5月16日	中央財經領導小組會議開催

『人民日報』紙上で「権威人士」の発言とされるのは最高指導者（習近平）の発言か、その承認を得た人物の発言である。そうした重要な発言が1年間に3度掲載されたことは、トップ指導グループ中に経済運営方針をめぐる論争が存在し、その収束に一定の時間を要したことを示している。とくに3回目のインタビューは、李首相が指導する国務院への批判めいた記述も含んでいる。

3. 示された論点と論争の收拾

3回目の「権威人士」記事（以下、「権威」）では主として以下の5つの論点が示されている。第1は、現下の経済情勢をどうみるかという点についてである。「権威」は経済成長速度が低下していく情勢について「今後、長期にわたりL字型¹⁸⁾が継続する」とみる。この見方は、2016年春当時、いくつかの経済指標が改善したことから経済の先行きを楽観視する報道がみられたことへのアンチテーゼとなっている。第2は、マクロコントロールは何をなすべきかという点についてである。「権威」は、サプライサイド構造改革の5大任務重視を掲げる。第3は、サプライサイド構造改革をどう推進するかという点である。「権威」は、行政の関与を減らし、市場機能を発揮させることで5大任務を遂行すべきだと主張する。第4は、企業等の経済主体の「予測」をどう管理するかという点である。「権威」は、2015年の株式市場、外為市場の混乱を念頭に、経済主体が合理的な判断

18) 成長率が下降し底を這う状態。

を下せるよう、①政策を安定させ、透明度を高めること、②大方針たるサプライサイド構造改革を堅持し、政策の周知に力を入れるべきだとする。第5は、経済リスクをどう防止するかという点である。「権威」は、金融の安定を保つ一方、ゾンビ企業は大胆にリストラすべきだとする。もちろん、発生する失業者は保護するとして「企業ではなく人を守る」と断じる。

「権威」全体をとおして読みとれるのは、2015～2016年当時の国務院の経済運営への批判である。前項でみたように、李首相の国務院は、景気を下支えしつつ政府機能簡素化と国有企業改革を進め、国有企業に代わって経済をリードする主体として民間企業が成長する環境を整えることを追求していた。そのスタンスは、成長年率6～7%という巡航速度を維持しながら改革を進めるためには間違っていない。しかし、「権威」は、景気の下振れ要因となりかねないサプライサイド構造改革を徹底させること、そうした大方針を企業や国民に周知させることを強く求めている。

「権威」と国務院の方針の相違は力点のレベルの違いともみえるが、今後の経済運営を混乱なく進めるためには、両者を急いで調整し、統一を図る必要があった。統一は「権威」掲載1週間後に開催された中央財經領導小組会議で実現した。この過程を整理したのが表2-4である。

表の右欄は、中央財經領導小組会議での習総書記の講話の内容を示すが、A欄とB欄（それぞれの会議とその論点を示してある）を統一したものになっていることがわかる。すなわち、「当面の重点」としてサプライサイド構造改革の5大任務が再確認されたうえで、その「本質的な属性は、改革の深化であり、国有企業改革を推進し、政府の機能転換を加速し、価格・財政・税制・金融・社会保障等の分野の基礎的改革を深化させることである」（習講話）とされた。習総書記と李首相（国務院）双方の面子を立てた形である。

4. 経済運営のブレと2016年中央經濟工作會議

しかし、こうして経済政策論争が収拾された後も経済運営にはブレがみられた。その原因は、サプライサイド構造改革によるデフレ効果や、後述

表2-4 2016年の経済運営をめぐる議論の推移

A	B	「権威人士」論文後の 着地点
中央経済工作会議 (2015年12月), 12・ 4 全人大(2016年3月) での発展改革委報告	12・4 全人大・李報告 (2016年3月)	中央財経領導小組会議 (2016年5月16日)
①過剰生産能力解消 ②企業のコスト引下げ ③住宅在庫の消化 ④有効な供給の拡大 ⑤金融リスク防止	①行政の簡素化・権限下方 委譲 ②全社会の起業・イノベー ション推進 ③過剰生産能力解消と企業 のコスト削減 ④財・サービスの供給改善 ⑤国有企業改革推進 ⑥民間活力の導入	①サプライサイド構造改革 Aの「5大任務」 Bの①, ⑤, 価格・財政・税 制・金融・社会保障等の基礎 的改革の深化 ②中間所得層の拡大 所得分配制度の整備, 人的資 本強化, 企業家の役割発揮, 財産保護の強化

(出所) 筆者作成。

するような「腐敗退治」キャンペーンを恐れた中央・地方幹部が消極的抵抗としてサボタージュを試みたことなどから景気が下振れしたために、何らかのテコ入れ策を講じざるを得なくなったためである。

国務院常務会議（閣議に相当）の内容をみると、2016年7月には①鉄鋼・石炭の過剰生産力削減の継続を再確認しつつも、②新規の重大プロジェクトの実施、③小型・零細企業への金融支援、④営業税の増値税（付加価値税）転換による実質減税が決定された。さらに9月には、⑤13・5 計画の重大プロジェクト推進、⑥プロジェクト許認可権限の地方政府委譲、⑦PPP（public-private partnership）など資金調達・利用の活性化、⑧自由貿易試験区の拡大、が決定されるなど、景気を下支えしようと懸命の努力が払われたことがわかる。その結果、景気は上向いたが、不動産投機が再燃し、地方政府がPPPを隠れ蓑に新たな投資を拡大したこと、さらには資金需要が緩んでP2P（個人間ネット金融）が急拡大するなどの弊害が目

立つようになった。

こうした状況を受けて開催された2016年12月の中央経済工作会議では、「安定」を第一義としつつ、サプライサイド構造改革の推進が再度強調された。すなわち、①「三去一降一補」(i)過剰生産能力解消、(ii)企業のコスト引下げ、(iii)住宅在庫の消化、(iv)企業コスト引下げ、(v)有効な供給の拡大)、②農業構造改革、③実体経済振興、④不動産市場安定を重点としつつ、⑤国有企業改革、⑥知的財産保護の強化、⑦税・財政・金融体制改革の推進が決定された。このうち、⑤においては「混合所有制改革推進」が明記された点が注目されよう。

第4節 「新常态」と「中所得国の罅」

1. 中長期的課題の重視へ

習政権は5年あまりの経済運営の中で、サプライサイド構造改革の必要性を各方面に浸透させることに努めてきた。本章執筆時点での各種経済指標をみるかぎり、成長速度が徐々に低下するなかでも雇用は増加し、それに支えられて消費も堅調である。「旧常态」から滑らかに「新常态」に移行しつつあるようにもみえる。しかし、産業別にみると、鉱工業生産は生産量ベース、付加価値ベースともに全GDP成長率に比べ大幅に下落しており、その下落分以上にサービス業が成長して、産業構造転換が起きているのかどうかを確言するには、いまだ少し観察時間が必要なように思われる。また、地方政府の財政赤字と不良債務は拡大しているほか、国有企業の利益率が下落し、民営企業の投資も停滞しているなど、メゾマクロレベル、ミクロレベルでは「新常态」への移行の足取りは確かではない。

筆者は、この足取りを確かなものとする方法は「中所得国の罅」の克服であると考えている。すでに習政権発足に先んじて2012年2月に公表された『中国2030』(World Bank and Development Research Center of the State Council, the P.R.China 2013)において、中国が直面する「中所得国の罅」とその克

服について論じられている。克服に向けたポイントは、①市場経済の基盤を強化する構造改革の実施、②イノベーションの加速化と開かれたイノベーションシステムの創造、③「グリーン成長」の実現、④すべての人々が享受できる社会保障機会の拡大と促進、⑤国内財政制度の強化、⑥世界との相互利益関係の追求、である。表 2-5 では、「中所得国の罫」と中国の現実を対比し、「新常態」の特徴＝「あるべき」経済や社会の状態が、「罫」や現実を解決する処方箋となっていることを示したものである。中国の現実が「中所得国の罫」と共通しており、習政権はそのことを明言してはいないものの、『中国 2030』で示唆された対策の有効性を認識しつつ政策を展開しているように思われる。つぎに問われるべきはその政策をどう評価するのかである。

表 2-5 中所得国の罫*と新常態

中所得国の罫	中国の現実	処方箋としての「新常態」
① 1人当たり GDP5000 ドル超の段階で不平等拡大	格差の拡大と継承 2016年ジニ係数 0.465 人口高齢化加速「未富先老」 「富2代貧2代」	「貧困撲滅プラン」+新型都市化 社会保障充実+新型都市化所得再分配の強化
② 政府・国有セクターの非効率率・腐敗	「国進民退」	国有企業改革再始動
③ 都市化にともなう諸問題	不動産バブル 都市部の住宅問題** 環境問題 交通問題その他	金融抑制 バラック住宅地区改造 環境規制強化 新型都市化

(出所) 筆者作成。

(注) * Gill and Kharas (2007)。

** 国連 HABITAT 統計 (2010) によれば、中国都市部のスラム住民比率は 28.2% で、インドをわずかに上回っていた。

2. 政治的引締めと改革

習政権発足以降の政治情勢で目立つのは、ひとつは、「腐敗退治」キャンペーンのもとで、多数の政府高官が「落馬」、つまり失職していることである。その数もさることながら、「落馬」が最上位グループにまで及んだことが特筆される。そのレベルは、中央政府の部長（大臣）、元中央軍事委員会副主席の徐才厚からついに元党中央政治局常務委員である周永康まで含まれる。そして、「腐敗退治」が推し進められた産業・分野をみると、改革の重点分野と重なっていることがわかる⁽¹⁹⁾。

もうひとつは、集権化である。それを代表するのが、「18・3決定」で新設するとされた「中央改革全面深化指導グループ」（2013年12月設立）、「中央国家安全委員会」（2014年1月設立）やその後設立された「中央インターネット安全情報化工作指導グループ」（同年2月）、「中央軍事委国防・軍隊改革深化指導グループ」（同年3月）などの指導機関である。いずれもトップに習近平が就任し、従来の党・行政組織の系列から独立し、習の意思を体して改革開放を推進する役割を有している。「中央改革全面深化指導グループ」は、①経済体制・エコ文明体制改革、②民主法制領域改革、③文化体制改革、④社会体制改革、⑤党建設制度改革、⑥規律検査体制改革という専門グループを擁し、文字どおり改革全般を指導する組織である。また「中央国家安全委員会」は、「安全保障体制と安全保障戦略をより完全にする」ための組織とされている。前者は国内の安全保障、後者は対外的安全保障を意味しており、両者を統合して管轄することをめざしているといえよう。「中央インターネット安全情報化工作指導グループ」については報道が少ないが、インターネットを中心に情報管理を強化するための組織とみられる。「中央軍事委国防・軍隊改革深化指導グループ」は、国防・軍隊改革に取り組もうとする習の意思を示している。これら組織が、習総書記個人の権限を強化するねらいをもっていることは間違いないだろう。もっとも、中央改革全面深化指導グループにおける政策決定の実態を

(19) たとえば、大西（2015, 128-129）を参照。

実証分析した論考（佐々木2014）によれば、依然として多くの政策決定は、中央政治局常務委員会の決議を経て行われているとみられ、各「指導グループ」を過大評価すべきではないかもしれない。しかし、習総書記個人への権力集中は進み、2016年10月に開催された中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議（以下、「18期6中全会」）において、ついに習は江沢民以来の「党の核心」と位置づけられるに至った²⁰。

ただし、こうして政治の引締めが強まる一方で、肝心の改革開放全体のスピードは速まっていない。「腐敗退治」は続行、つまり「常態化」されており、従来型の経済運営のなかで利益を得てきたグループは弱体化しているとみられるが、それだけで改革が進展するわけではない。進展のためには、改革の制度設計を行い、改革を担う主体を指定あるいは養成し、その過程で問題が発生すれば対処し、つぎに進むという地道な努力が必要である。また、社会全体に改革進展を肯定する雰囲気を醸成することも重要である。40年近い改革開放の歴史を振り返ると、改革を推進する最も有効な手段は対外開放の進展であった。習政権は、自由貿易試験区実験や「一帯一路」構想の提起など新しい対外開放政策も打ち出しているが、改革推進に向けたアピール力は欠けている。現地メディア等の報道ぶりをみると、政治的引締めの強化は、現場の官僚やビジネスマンのマイナス思考を助長し、「サボタージュ」を招いている。本章の最後では、19回党大会以降の経済運営、市場化改革の今後の展望を試みる。

第5節 19回党大会と市場化改革の行方

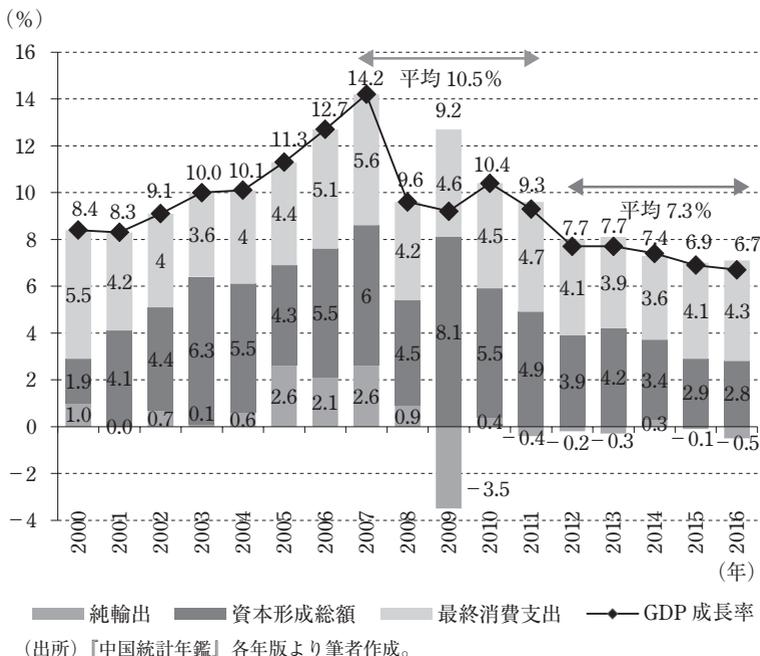
1. 民間主導の産業構造転換

ちょうど習政権に移行する前後から、マクロ経済において緩やかな成長

²⁰ 2016年10月27日付け新華社記事「(受権発布)中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議公報」(http://news.xinhuanet.com/politics/2016-10/27/c_1119801528.htm)による。

率の下降と成長構造の変化が同時に進んできた。図 2-1 に示したように、2007～2011 年の 5 年間の成長率が 2 桁だったのに対し、直近 2012～2016 年の 5 年間は 7.3% になり、6% 台が「巡航速度」となってきた。成長を支える要因を需要項目別にみると、前期では、資本形成（投資）総額や純輸出が貢献していたのに対し、直近では、最終消費支出が投資にとって代わり、輸出はむしろ成長の足を引っ張っていることがわかる。

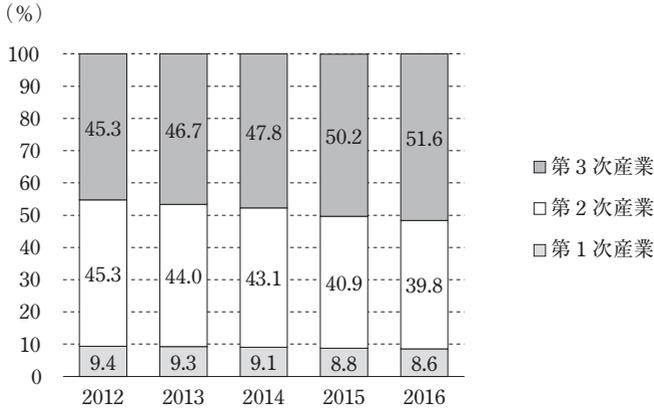
図 2-1 GDP 成長率に対する項目別寄与度（2000～2016 年）



さらに GDP 増加額に占める産業別シェアの推移をみると、成長を支えているのは第 3 次産業になりつつあることがわかる (図 2-2)。

従来 of 中国経済からすれば「低成長」にもかかわらず、就業状況が良好

図 2-2 GDP 増加額に占める産業別シェアの推移



(出所) 筆者作成。

なことは注目すべきだろう。ここ数年の新規就業人口は1300万人超で、都市部登記失業率は4%台前半で推移している。好調な就業状況を支えているのは、起業の波と、雇用吸収力の向上である。前者についてみると2016年の起業は553万社(対前年比24.5%増)で、これだけで1000万人の雇用を創出したと推算されている。後者について「GDP100万元増加による新規就業者増数」を産業別にみると、第3次産業は9.1人で、第2次産業より1.6人多い。なお、553万社で1000万人という数字からわかるように起業は零細でおそらくはサービス産業が多いとみられる。

2012～2016年の産業別就業人口構成の変化をみると、第1次産業が33.6%から27.7%へ、第2次産業が30.3%から28.8%に減少し、第3次産業は36.1%から43.5%に増加している。実人口数では第1次産業が4277万人、第2次産業が891万人、それぞれ減少し、第3次産業に移行した。サービス経済化の進展は速い。また、こうした産業間の異動と並行して人口の都市集進が進んでいる。2016年の都市常住人口比率は57.35%に達した。しかも、都市部での所得は地域を問わず急速に向上している。表2-6は、住民1人当たりGDPが1万ドルを突破した都市をまとめたものであ

る。2015年の数字だが、全国36都市でこの水準を超えており、総人口数は2億8856万人に上る。こうした事情を考慮すれば、都市において消費が盛り上がっているのも当然であろう。

以上の変化を総合的にみると、前節までで分析してきた官主導のサプライサイド構造改革とは別に、民主導の産業構造・就業構造・居住構造の変化が経済全体を大きく変貌させている現実が浮かび上がる。

表 2-6 「1万ドル都市」の増加

1人当たりGDPが 1万\$に達した年	都 市 名	2014年の 人口(万人)
2007年	深圳, 蘇州, 無錫	2,788
2008年	広州, 上海, 杭州, 寧波, オルドス, 包頭	5,584
2009年	北京, 大連	2,743
2010年	天津, 南京, 常州	2,702
2011年	武漢, 長沙, 瀋陽, 青島, 東莞	4,264
2012~ 2015年	廈門, 濟南, 煙台, 鄭州, 南通, 福州, 南昌, 仏山, 珠海, 成都, 長春, 合肥, 西安, 銀川, 太原, 貴陽, ウルムチ	10,775
2007~2015年 累計	全36都市	28,856

(出所) 筆者作成。

2. 19回党大会の経済思想

習政権もこうした経済の変貌を認識している。そのことは19回党大会の習近平報告「小康社会の全面的完成の決戦を進め、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ちとろう」⁽²⁾からもうかがうことができる。党大会での基調報告ということもあり、経済政策を正面に掲げた部分は全13節中の第5節「新たな発展理念を貫き、近代化経済体系を構築する」だけであるが、そのポイントは以下のとおりである。

「わが国の経済は、すでに高速成長の段階から質の高い発展をめざす段階へと切り替わって」いるとの基本認識に立って、6つの重点分野を列挙しているが、これを表2-7に整理した。

ここで注目したいのは、第1に、サプライサイド構造改革の内容が新産業の創出を通じた「製造強国づくり」に重点をおいていることである。新産業のリスタップは、昨今「ニューエコノミー」と呼ばれている産業群となっている。第2には、農村振興戦略において土地請負契約の再度30年延長、農民の財産権保護を明言したうえで、農業近代化の方向性（いわゆる6次産業化）を示したことである。第3には、「地域間の調和発展戦略」として従来の地域振興政策の実施を再確認したことである。第4には、社会主義市場経済体制の分野でまず、「財産権制度の充実と生産要素の市場化」に重点をおくとしたことである。これは、とくに民営部門に安心感を抱かせようとしたものとみえる。また、国有部門強化を述べた部分で、「国有企業の強化」ではなく「国有資産の価値維持・増殖、国有資本の強化・優良化」としたことである。所有と経営の分離という国有企業改革の肝となる点を再提起したのとして注目される。そして第5には、「一帯一路」構想と自由貿易試験区という政権の2大対外経済政策を軸とした全面的対外開放を打ち出したことである。次項でも述べるが、筆者は、ここには習政権の再度、改革開放を始動しようとする意欲が示されているとみている。

(2) 原題は「決勝全面建成小康奪取新時代中国特特色社会主義偉大勝利——在中国共产党第十九次全国代表大会上的報告」(<http://jhsjk.people.cn/article/29613458?isindex=1>)。

表 2-7 19 回党大会経済思想のポイント

重点分野	内 容
(1) サプライサイド構造改革	<p>① 製造強国づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット, ビッグデータ, 人工知能と実体経済の融合 ・ ミドル・ハイエンド消費, イノベーションによる牽引 ・ グリーン・低炭素, シェアリングエコノミー, 現代サプライチェーン, 人的資本サービス分野で新たな成長ポイント育成 ・ 在来産業の最適化・高度化, 現代サービス業発展 <p>② 過剰生産力・過剰在庫・過剰債務解消, コスト低減, 脆弱部分の補強</p> <p>③ 企業家精神の喚起・保護</p>
(2) 革新型国家建設の加速	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研究・オリジナル成果でのブレークスルー ・ 科学技術強国, 品質強国, 宇宙開発強国, インターネット強国, 交通強国, デジタル強国, スマート社会 ・ 国家革新体系整備, 科学技術体制の改革 ・ 文化の革新, 知的財産権の創出・保護・運用の強化
(3) 農村振興戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地請負契約を 2 期目の契約終了後さらに 30 年延長 ・ 農民の財産権保障, 集団経済の発展 ・ 第 1 次・2 次・3 次産業の融合発展
(4) 地域間の調和発展戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧革命本拠地, 民族地区, 辺境地区, 貧困地区への支援強化 ・ 西部大開発の新しい枠組みづくり, 旧工業基地の振興 ・ 北京・天津・河北地区の共同発展, 雄安新区の建設 ・ 長江経済ベルト発展
(5) 社会主義市場経済体制の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産権制度の充実と生産要素の市場化に重点 ・ 国有資産の価値維持・増殖, 国有資本の強大化・優良化, 国有企業の改革深化 (混合所有制発展) ・ 市場参入ネガティブリスト実施, 民営企業の発展支援 ・ 中央・地方財政関係の確立, 予算制度の確立 ・ 金融体制改革, システムックリスクの発生阻止
(6) 全面的開放の新たな枠組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一帯一路建設を重点にハイレベルの貿易・投資自由化, 円滑化 ・ 参入前内国民待遇とネガティブリスト管理の全面的実施 ・ 自由貿易試験区の権限強化, 自由貿易港建設の模索

(出所) 19 回党大会における習報告より筆者作成。

3. 2017年中央経済工作会議と今後の経済運営

19回党大会を受けて開催された中央経済工作会議では、「新時代」における経済運営方針の片鱗が示された。その第1のポイントは、「経済がすでに高速成長の段階から質の高い発展の段階に転換した」との基本認識に立ちつつ、2020年までの小康社会実現のための「三大難関攻略戦」として、①重大リスクの防止・解消、②精確な脱貧困、③汚染対策が挙げられたことである。①では、とりわけ金融リスク防止が重視されている。この背景には、地方政府の債務問題や不動産市場のバブル状態が未解決であり、加えて政府の制御の及ばない各種民間ファンドのP2P（インターネット経由の個人間金融）が新たに不良債務をうみ出して、大規模な金融混乱の元となりかねないことに対する危惧がある。②は、2020年までに貧困家庭を解消するとの公約を改めて示したものである。「精確」が意味するのは、特定の貧困層・貧困地域にねらいを定めて、その脱貧困に全力を挙げることであり、従来の脱貧困よりも効果的な施策の展開を強調する意味がある。③は、国民の不満が最も高い大気汚染問題の解決を重点に、生態環境全般の改善を達成するとの意思表示である。この箇所には「青空防衛戦」というややジャーナリスティックな用語が登場する。

第2のポイントは、「質の高い発展」を保障するために8つの重点政策を示したことである。列举すると、①サプライサイド構造改革の深化、②各種市場主体の活力喚起、③農村振興戦略の実施、④地域間の調和発展戦略の実施、⑤全面的な開放の新たな枠組み形成、⑥民生の保護・改善レベルの向上、⑦多様な住宅制度の確立、⑧エコ文明建設の推進・加速、である。19回党大会での経済運営方針とほぼ同じ内容であるが、単年度の政策方針であるだけに、短期的な目標も示されている²²⁾。

これに12月21日付け『人民日報』社説「質の高い発展という根本要求をしっかりと把握しよう」²³⁾を加味して2018年の経済運営を描出してみると、

22) 「中央経済工作会議在北京進行」(http://www.gov.cn/xinwen/2017-12/20/content_5248899.htm)による。

23) 原題は「牢牢把握高質量發展這個根本要求」(<http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2017->

①マクロ経済バランス（とくに金融の安定）に留意しつつ、サプライサイド構造改革を着実に推進する、②イノベーションを奨励し、民営企業を支援しつつ国有企业改革、財政金融改革を深化させる、③農村振興と同時に「一帯一路」などの新構想で地域発展に新たな活力をもたらす、④各種リスクを防止・解消しつつ、脱貧困を加速する、⑤全面的対外開放のための新たな枠組み形成に努め、発展の中で民生水準を向上させる、という姿が浮かび上がってくる。

4. 13期全人代での議論

13期全人代では、国家主席・副主席の任期制廃止や習の腹心の登用といった、習によるさらなる集権体制の成立にばかり内外の注目が集中したきらいがある。しかし、実際に交わされた議論や決定を検討してみると、習政権の別の側面が見えてくる。

第1に、マクロ経済運営において「消費需要主導による成長」というスタンスは変わっていない。13期全人代で固定資産投資伸び率の目標は示されず、財政赤字の対GDP比目標も2.6%と前年（3.0%）より引下げられた。その前提でGDP年成長率は6.5%前後とされている。これは2017年実績より低い、次に示す経済の質・効率の向上を妨げず、かつ雇用の安定を保てる水準として設定されたとみられる。中国の潜在成長率とおおむね一致した数値（国家発展改革委員会の見解）でもある。

第2に、党大会の議論を受けて13期全人代でも、①質の高い発展の強力な推進、②改革開放の取組み強化、③小康社会の全面的実現に向けた3つの戦い（重大リスクの防止、精確な脱貧困、汚染対策）の勝利、という経済運営の基本方針が示された。注目されるのは、①において、無駄な生産力の淘汰と並んで、新たな発展の原動力育成が強調されていることである。アウトラインはすでに19回党大会で示されていたが、今回は、「新興産業クラスター」であるビッグデータ・AI（人工知能）関連、インターネット

12/21/nw.D110000renmrb_20171221_3-01.htm#)。

応用サービス業を筆頭に、集積回路、第5世代移動通信、航空エンジン、新エネルギー自動車、新素材など「製造強国」を担う産業への支援強化が謳われている。

第3に、「官民一体」での政策推進をめざしていることである。これを象徴する人事として、13期全人代と13期政治協商会議の代表にIT企業家が10名選出された。これは前回（5年前）の3人から3倍増であり、政府の意図がみてとれる。民間企業側も政府との協力を深めて新政策に対応できるメリットがある。なお、中央政府管轄の中央企業50社も同代表を送り込んでいる。国有企業を柱としつつ新興民間企業も囲い込んで産業政策を推進しようとの構えがみてとれる。

第4に、改めて対外開放推進を強調している。とくに外資への開放分野として製造業では、一般製造業・新エネルギー自動車、サービス業では、電気通信・医療・教育・高齢者介護のほか、金融（銀行カード決済、保険ブローカー、銀行、証券、ファンド管理、先物取引、金融資産管理）が列挙され、一部業種では先行的に規制緩和策が公表されている。

以上でみたように、習政権は、政府主導型ではあるが、産業の長期的発展を見据えた改革開放策を推進していくものと予想される。

おわりに

本章では、習政権の第2期以降を占う基礎作業として、まず、第1期（2012年11月～2017年10月）を主たる対象とし、改革の進展とその中で見えてきた課題を分析した。冒頭に記した問題意識に沿って改革と対外開放の相互促進作用に注目して整理すると、2013年後半以降、「18・3決定」を受けて、改革開放両分野において新しい施策が打ち出された。対外開放分野では、同年秋に自由貿易試験区、「一帯一路」構想が提起されたが、前者は政府機能の簡素化、規制緩和、従来対外開放されていなかったサービス産業分野などにおける改革を促す作用があり、後者は中国企業の海外投資を促すとともにその方向性を示したものである。

また、2014年3月公表の「国家新型都市化規画（2014-2020年）」には、戸籍制度改革や福祉制度改革が盛り込まれており、都市と農村の一体的発展を図る方向性が示されている。2015年秋～2016年春にかけて準備、決定された13・5規画は、2020年までに国民1人当たりGDPを2010年比2倍増とする一方で、国民の生活水準や生態環境の質を全面的に向上させることに重点をおいている。目標達成のための基本理念の第1にイノベーションを掲げるなど成長方式の転換を強調しているが、こうした転換がなるか否かは、中国が「中所得国の罫」を突破する上での最重要ポイントのひとつである。

しかし、その後、改革機運が後退したこともみておかなければならない。後退の理由は、2015年に本格化したサプライサイド構造改革でもたらされた景気下振れへの対策として、2016年になって中央財政による公共投資や地方政府のPPP方式を使った投資の拡大が図られたからである。投資拡大は景気を回復させたが、過剰生産設備の棄却等は遅れることになった。そして、今度は、再燃した不動産投機や上述のPPPバブル、緩んだ金融を背景としたシャドバンキングの再活発化に危機感を抱いた改革派の巻き返しで、サプライサイド構造改革が強調されるようになる。こうした経緯は本章でみたとおりだが、ことほどさように、市場化改革は右に左にブレを繰り返してきたのである。

第2期習政権（2017年11月～2022年11月）における課題は、まず、こうしたブレを小さくして、いかにして改革の実を上げていくか、である。19回党大会で習政権が権力基盤を固めた現在は、改革推進に舵を切る好機であると筆者はみている。

実際に、19回党大会の習演説や2017年末の経済工作会議では、改革を推進し、新しい成長産業を育成していく方針が打ち出されている。これを受けた2018年3月の13期全人代でも、力強い発展をみせる新興産業群に依拠しながら、経済全体の体質をイノベーション駆動型に変えていこうとする議論が主導的であった。「改革」から「イノベーション」へとキーワードは変わってきているが、民営部門が主導する経済発展は、改革開放が最終目標としてきた姿である。前例を破って13期全人代前に開催され

た中国共産党第19期3中全会の主題は「党・国家機関の改革」であった。これを習による集権体制確立の一環とする解釈も可能だが、その後には具体化した大規模な中央政府機構改革は、「経済発展を妨げない効率的な政府」をめざす動きとも理解できる。

もちろん、すべての前提として経済成長の維持は至上命題である。現在好調に見える中国経済も「中所得国の罫」を克服しなければ、それこそ19回党大会の掲げた遠大な目標を達成できなくなる。克服のためにはあらゆる分野で改革＝イノベーションを進めるしかない。第2期以降の習政権をみるポイントは、改革＝イノベーションがどこまで実現できるのか、そしてそれが政権そのものにまで及ぶのか否かにあるのではないだろうか。

[参考文献]

<日本語文献>

- 大西康雄 2015. 『習近平時代の中国経済』 アジア経済研究所。
—— 2017. 「『新常态』下の市場化改革」大西康雄編「習近平政権二期目の課題と展望」（調査研究報告書） アジア経済研究所 1-25.
佐々木智弘 2014. 「総書記就任から二年の習近平——成果と課題——」『東亜』（568）92-98.
『読売新聞』2017. 「AIIB1年 融資低調」1月17日.

<英語文献>

- The World Bank, the Development Research Center of the State Council and P.R.China 2013. *China 2030: Building a Modern, Harmonious, and Creative Society*. Washington, D.C.: World Bank.
Gill, Indermit and Homi Kharas 2007. *An East Asian Renaissance: Ideas for Economic Growth*. Washington, D.C: World Bank.

<中国語文献>

- 国家発展改革委員会 2016. 「中華人民共和国国民経済和社会発展第十三次五年規画綱要」（<http://www.sdpc.gov.cn/fzgggz/fzgh/ghwb/gjjh/201605/P020160516532684519514.pdf>）.
中共中央文献研究室編 2014. 『十八大以来重要文献選編（上）』北京 中央文献出版社.

—— 2016.『十八大以来重要文献选编（中）』北京 中央文献出版社
中华人民共和国商务部·国家统计局·国家外汇管理局 2017.『2016 年度中国对外直接
投资统计公报』（www.laodongfa.com/index/download/id/66111.html）.